## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 22号
件 名	30人以下学級実現,義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
安	子供たち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者、地域住民、教職員共通の願いです。2011 年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な標準定数法の改正法も国会において成立しました。標準定数法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。  OECD諸国に比べ、日学級当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子供に丁寧な対応をするためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部人として、26人~30人を学がています。保護者も30人以下学級規模」として、26人~30人を学げています。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らが増加しています。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らが増加しています。また、暴力行為やいじめ、不登校等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本な中で、地方が独自に実施する少人数学級は高い評価を得けています。OECD諸国並みの教育場を整備するために、国の財政負担と責任で学級編制標準を30人以下にしていく必要があります。
付 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 1 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 11 月 16 日 第 4 3 1 号

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となり、加盟国平均の3分の2にとどまっています。また、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子供たちが等しく教育を受けられるように制度化されたものであり、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として現行教育制度の重要な根幹をなしています。この制度を堅持、拡充することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図るために不可欠です。

こうした観点から,次年度の政府予算編成において下記事項が実現されるよう,地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書の提出を要請いたします。

記

- 1 児童生徒の学力向上と多様化,複雑化する教育課題へのきめ細やかな対応のため,学級規模は30人以下を目指し,当面35人以下学級を着実に実行すること。
- 1 教育の機会均等と水準の維持,向上を図るため,義務教育費国 庫負担制度の堅持とともに,国負担割合を2分の1に復元すること。